

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和元年 11 月 21 日 (木)
午前 10 時
場所 第 2 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 土地の買入れについて
- 2 八戸北インター工業用地の分譲について
- 3 誘致認定について
- 4 八戸市における CSF（豚コレラ）の防疫対策について
- 5 地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市公設小売市場条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市漁港管理条例の一部改正（案）の概要について
- 8 その他

土地の買入れについて

1. 買入れの目的

八戸北インター第2工業団地用地とするため

2. 買入れする土地の概要

- (1) 所在 八戸市大字河原木字平2番1の一部
- (2) 面積 147,467.07㎡
- (3) 買入金額 134,195,033円

八戸市議会の議決を経るべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例(抜粋)

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決を経るべき契約及び財産の取得又は処分を定めるものとする。

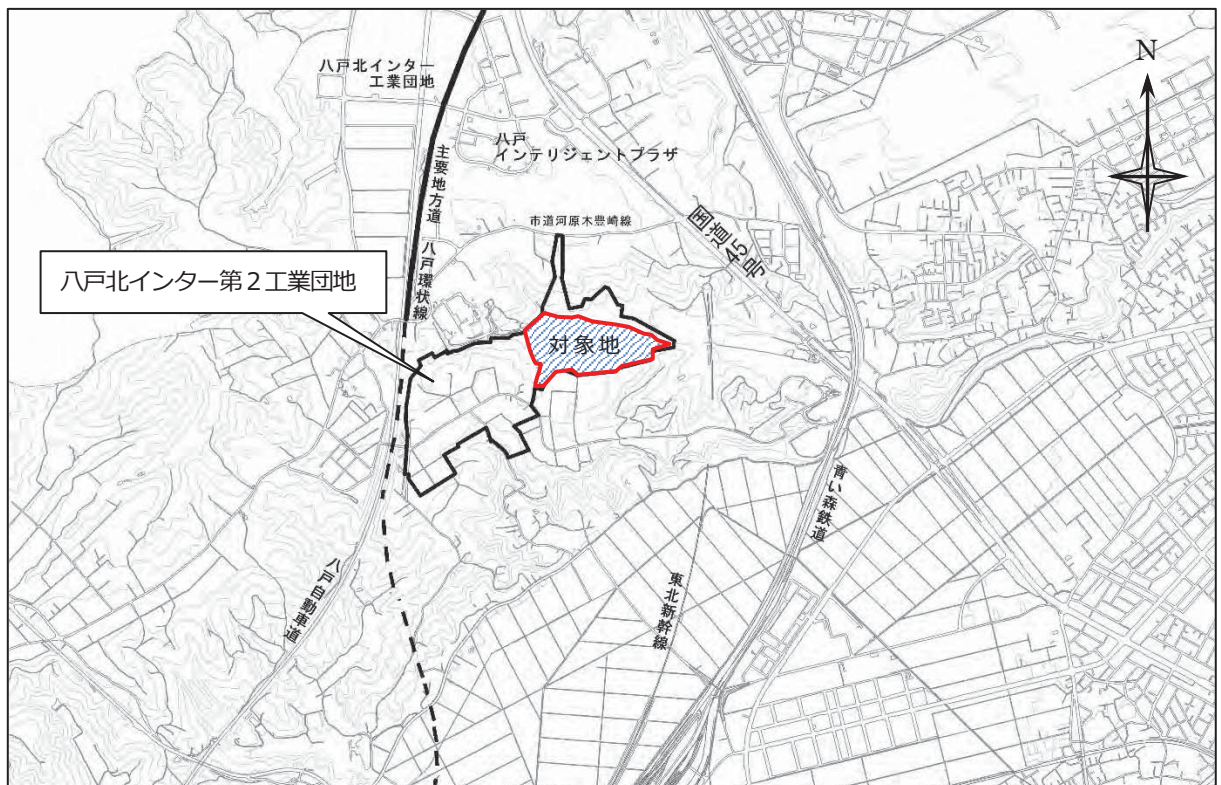
(議会の議決を経るべき財産の取得又は処分)

第3条 議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産(土地についてはその面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

3. 買入れの相手方

個人2名(共有地)

4. 位置図



八戸北インター工業用地の分譲について

1 分譲先

- (1) 会社名 株式会社どりーむテクノ
- (2) 本社所在地 八戸市桔梗野工業団地三丁目6番35号
- (3) 代表者 代表取締役 高森 和雄
- (4) 設立年月日 昭和41年4月21日
- (5) 従業員数 19名
- (6) 事業内容
 - ①鉄工業（鋼製キャスタブル煙突の製造）
 - ②一般土木建築、配管工事業
 - ③各種機器修理、販売業

2 分譲地及び面積

八戸北インター工業用地2-①号区画

地番 八戸市北インター工業団地一丁目100番11

面積 5,036.02㎡

3 土地売買契約締結日

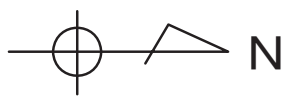
令和元年10月25日

4 分譲率

89.3%（前回までの分譲率：88.8%）

八戸グリーンハイテクランド案内図

事業面積 188.4ha



株式会社どりーむテクノ
八戸北インター工業用地2-①区画
地番：八戸市北インター工業団地一丁目100番11
面積：5,036.02㎡

区画	企業名
①	プリティストアイフヤン(株)
②	日産部品青森販売(株)
③	スターゼン販売(株)
④	株アケア
⑤	株浅利研究所
⑥	青森総合整備保障(株)
⑦	株オダプリント
⑧	株東北日立
⑨	北日本機械金属(株)

区画	企業名
②	(一財)東北電気保安協会
③	軽自動車検査協会
④	(一社)全国軽自動車協会連合会
⑤	(一社)青森県自動車整備振興会
⑥	青森県自動車整備商工組合

凡例

- 分譲済
- 分譲地
- 緑地
- 公園
- 調整池
- 道路
- 高速道路



八戸グリーンハイテクランドへのアクセス

- 国道45号と八戸北ICに隣接
- JR八戸駅から車で10分(約8km)
- 三沢空港から高速道を利用し、車で20分(約20km)
- 空港連絡バスで「ハイテクパーク入口」まで約35分
- 八戸港から車で10分(約8km)



お問い合わせ
八戸市商工労働観光部 産業労政課
住所 〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1
Tel 代表：0178-43-2111
直通：0178-43-9048
Fax 0178-43-2256
E-mail sangyo@city.hachinohe.aomori.jp
URL <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

青森県新産業都市建設事業団
【総務課】
住所 〒039-8570 青森県青森市中央三丁目20-12
(青森県警察本部交通管制センター2階)
Tel 017-734-9776 Fax 017-734-8231
【建設管理課】
住所 〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字北沼1-131
Tel 0178-21-2820 Fax 0178-20-1260



誘致認定について

令和元年11月14日付けで、株式会社北神エンジニアと事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

(1) 会社の概要

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ① 本社所在地 | 青森県三沢市南町四丁目31番地3569号 |
| ② 代表者 | 代表取締役 神 孝宏 |
| ③ 設立年月日 | 平成13年5月21日 |
| ④ 資本金 | 300万円 |
| ⑤ 従業員数 | 23名（令和元年10月末現在） |
| ⑥ 事業内容 | 精密部品加工（自動車・二輪部品、銅部品、配管部品、モーター部品等） |

(2) 立地の概要

- | | |
|--------|----------------------|
| ① 事業所名 | 株式会社北神エンジニア 八戸工場 |
| ② 所在地 | 八戸市大字長苗代字下亀子谷地6番地8 |
| ③ 開設時期 | 令和2年6月 |
| ④ 従業員数 | 開設時 5名（うち地元出身者4名） |
| ⑤ 事業内容 | 精密部品加工（配管部品、モーター部品等） |

八戸市における CSF（豚コレラ）の防疫対策について

○国内外の状況

CSF（豚コレラ）は、世界各国に分布しているが、国内では平成4年（1992年）の熊本県での発生後、26年ぶりとなる平成30年9月9日の中部圏での発生を機に、近畿地方、更には関東地方の1府8県で確認されている。

また、CSFとは全く別の病気であり国内未発生のASF（アフリカ豚コレラ）についても、近隣諸国（中国・韓国等）で継続的に発生するなど感染リスクが非常に高まっており、海外からの肉製品の違法な持ち込みへの対応を厳格化し、空港等における水際対策を行っている。

○国の対策

国は、CSFの感染拡大阻止対策として、経口ワクチンの散布や飼養豚へのワクチン接種を進めるほか、野生いのしし等の農場内侵入防止対策として、今年度限定で、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、金網柵、銅板柵）設置等にかかる費用の2分の1を補助する「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業」を実施するなど、各養豚農場へ侵入防止の徹底を図るよう呼び掛けている。

○当市の養豚業

市内養豚場 6経営体 8農場 39,892頭（H31.2.1現在）

○当市の対策

CSFが発生した場合、発生農場の全ての豚を殺処分するなど、地域に及ぼす影響が甚大なことから、市内農場の野生動物の侵入防止柵の整備を促進するため、生産者が国の補助制度を活用して整備する場合、整備費用にかかる生産者の負担軽減のため財政的支援を考えている。

*参考【CSFとASF】

	CSF (豚コレラ)	ASF (アフリカ豚コレラ)
ウイルス	CSF ウイルス	ASF ウイルス
ワクチン	あり	なし
国内発生	あり	なし
人への感染	人には感染しない	

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、地方卸売市場八戸市魚市場条例の買受人等の承認基準における成年被後見人等に係る欠格条項に関する規定の整備をするもの。

※ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を削除するとともに、必要に応じて、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行させるもの。

2 条例改正の主な内容

地方卸売市場八戸市魚市場条例の買受人等の承認基準から成年被後見人に該当することが要件となる関係規定を削除するもの。

3 施行期日 公布の日

八戸市公設小売市場条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

令和元年6月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、八戸市公設小売市場条例の使用許可基準における成年被後見人等に係る欠格条項に関する規定の整備をするもの。

※ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を削除するとともに、必要に応じて、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行させるもの。

2 条例改正の主な内容

公設小売市場条例の使用許可基準から成年被後見人及び被保佐人に該当することが要件となる関係規定を削除するもの。

3 施行期日 公布の日

八戸市漁港管理条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

漁港漁場整備法第 34 条第 4 項に規定する模範漁港管理規程例が一部改正されたことに伴い、漁港施設の占有期間の上限を延長するため。

2 主な改正の内容

漁港施設の占有期間の上限を、3 年から 10 年に延長するもの。

3 模範漁港管理規程例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第十条第 3 項</p> <p>第一項の占有の期間は、<u>十年</u>を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>第十条第 3 項</p> <p>第一項の占有の期間は、<u>一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）</u>を超えることができない。ただし、知事（市町村長）が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日